



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
教育管理課	管理指導係	こうむら 河村	内 線 8544 直 通 058-272-1879 F A X 058-278-3544

教職員の懲戒処分について

教職員の懲戒処分を、令和 7 年 1 0 月 2 3 日に下記のとおり行いました。

記

<懲戒処分等の概要>

○生徒との私的な SNS のやりとり等

被 処 分 者	県立高等学校 教諭（24歳・男性）
事案の概要	SNS等による児童生徒との私的なやりとりが禁止されていることを認識していたにもかかわらず、令和6年1月3日から令和7年8月6日までの間、勤務校の女子生徒2名（A、B）にSNSで私的な内容を含むメッセージを送信した。 Aに対しては、頭や顔に触れる、私的な目的のために自家用車で送迎する、金品を渡す等の行為をした。 また、校長から上記の行為について確認を受けた際、虚偽の回答をした。
処 分	停職6月
根 拠 法 規	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
関係者の措置	校長（R5、R6）文書訓告
	校長（R7）文書訓告